

SEOサービス個別規定

第1条 SEOサービス概要

当社は、SEOサービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下、「検索エンジン」という。) を対象とし、お客様が選定するキーワードの検索結果に対象サイトを上位表示させるための作業を行います。係る作業には、ホームページ最適化への助言、相互リンク等によるリンクポピュラリティの向上が含まれます。

第2条 SEOサービス契約期間及び解約

SEOサービスに係る契約は、当初契約期間終了後は期間の定めのない契約となり、解約日の1ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できるものとします。なお、課金順位内への対象サイトの表示等による課金条件が達成されないまま、申込書の当社への到達日 (この日が当社休業日の場合には以降最初に到来する当社の営業日) 又は見積書記載の課金開始日のいずれか遅い日から3ヵ月が経過した場合には、当社に通知することにより即時に解約できるものとします。施策上当社が必要と判断した確認事項のご報告をいただけない場合や指示する内容を実施していただけない場合は一次的に施策停止とし、停止期間と同期間分だけ当初契約期間が延長されます。ご報告・実施の確認をもって施策再開としますが、30日経過後も改善されない場合は契約が解除されるものとします。

第3条 確認事項

お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による内部施策の実施によっても、対象サイトのURL表示順位の上昇が保証されるものではないこと、URL表示順位の上昇が達成されない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。

第4条 実施方法

SEOの実施方法は当社がその判断により定めるものとします。

第5条 情報開示

リンク元となるページのサイト名、アドレスやコンテンツ内容等、実施業務の内容はお客様には開示されません。

第6条 お客様による作業

当社は申込書を頂戴するまでに、SEO内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様に係る作業の実施を完了してから2ヵ月が経過しない間は、契約の解約ができません。

第7条 順位測定

課金条件となる検索順位の測定は、当社が別途定めた回数・時間において、当社が定める方法により実施します。

第8条 違約金

お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヵ月分を当社に支払うものとします。